

令和五年七月二十日付け広島県報（定期）第五十六号に登載の広島県告示第九百四十号（指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知）の一部を次のように訂正する。

農林水産局森林保全課長

一	ページ		
一三	行		
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種		正	
2 立木の伐採の限度			誤